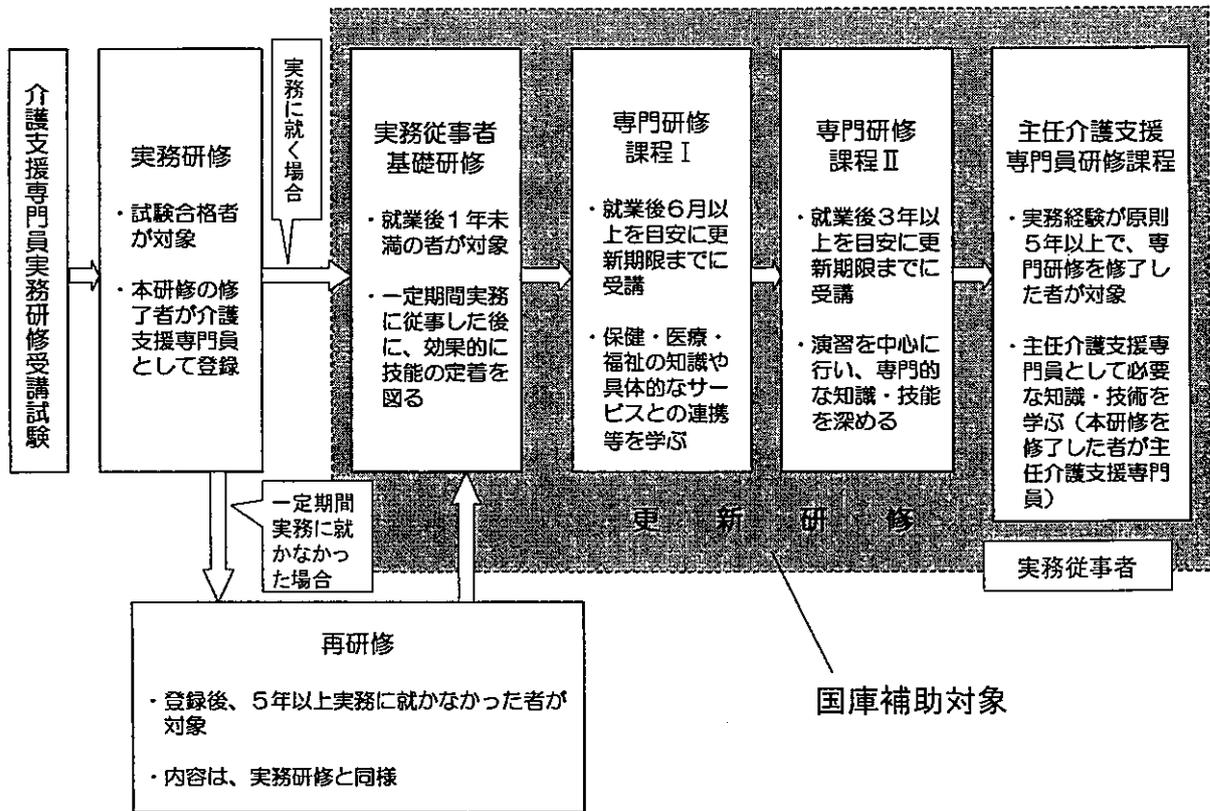


6. 介護支援専門員の質の向上等について

(1) 介護支援専門員に対する研修の実施

- 介護支援専門員の資質の向上を図ることは、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、質の高い介護支援専門員の養成並びに現に介護支援専門員として活動している者等に対する十分な研修の機会を確保することが求められている。
- 介護支援専門員に対する研修については、従来から「介護支援専門員資質向上事業」として実施しているところであり、平成20年度予算（案）においても所要額を計上したところであるので、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用していただき、介護支援専門員がこれらの研修を受講する機会が十分確保されるよう特段のご配慮をお願いしたい。
- また、これまで国庫補助の対象として実施してきた「介護支援専門員実務研修」並びに「介護支援専門員再研修」については、老健局として研修事業の同化定着の状況や研修事業に対する国庫補助の取扱いについて重点化を図る等の観点から見直しを行った結果、平成20年度から国庫補助の対象外とすることとしているので、ご了承ください。ただし、これらの研修は、介護支援専門員の継続的な養成、確保及び質の向上を図るために大変重要な事業であるので、引き続き本事業の実施について特段のご配慮をお願いしたい。
- なお、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員専門研修」、「介護支援専門員更新研修」、「主任介護支援専門員研修」の各研修については、これまでと同様に、国庫補助の対象であるのでご了承ください。

介護支援専門員の研修体系



(2) 介護支援専門員更新研修の計画的な実施等について

- 介護支援専門員については、平成18年度より資格の更新制度を導入し、更新時には「介護支援専門員更新研修」を受講することを義務づけたところである。この更新研修については、介護保険法施行令附則の経過措置等により、平成19年度から実施しているが、更新時期を考慮すると、その多くが平成20年度に受講すると見込まれる。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を受講できないということのないよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。
- なお、更新研修等の実施に当たっては、介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき、現任の介護支援専門員が受講しやすいように、研修日程等、研修の実施体制の

工夫を行うとともに、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業している都道府県（就業していない場合には居住している都道府県）と登録している都道府県が離れている場合などには、当該介護支援専門員の申請により名簿を移転し、就業している都道府県で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあたり支障が生じないように配慮されたい。

介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発第0615001号)

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

4 事業実施上の留意点

(2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

(3) 第11回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

- 第11回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月19日（日）を予定（正式には別途通知する予定）しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）及び別添「平成20年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。
- 特に平成20年度は、例年と異なり、10月の第3日曜日に試験実施を予定してい

るため、宅地建物取引主任者資格試験等他の試験日と重なることが予想されるので、試験実施が適正かつ円滑に行われるよう現段階から会場の確保等、万全の準備を行っていただきたい。

- また、第10回の試験において、合否判定における事務処理上の不手際による採点の誤りや、合格発表にかかる掲載の誤り、試験実施準備等の不徹底による問題が生じたところであり、まことに遺憾である。本試験の実施は、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的として行うものであり、言うまでもなく、試験の適正かつ円滑な実施は必要不可欠である。したがって、このような事案が発生しないよう、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制等を再点検する等により万全を期されたい。

平成20年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 (財)社会福祉振興・試験センター
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(19日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・厚生労働省に試験本部登録	・都道府県へ試験問題発送を連絡
10月	・都道府県に受験者速報を依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県へ試験問題を発送
試験実施(10月19日)			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(24日必着)	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼	・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(14日投函して発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成21年度の試験期日の確認等	・合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	

(4) 介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験（見込）証明書の取扱いについて

- 介護支援専門員実務研修受講試験（以下、「介護支援専門員試験」）における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下、「実務経験証明書」）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難である場合に、本来は受験資格を満たしているにもかかわらず、受験することができないといった事例が発生しているところである。
- これまでも全国会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったことが生じないよう、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法も差し支えないものであるので、各都道府県においては、実務経験の確認において、柔軟かつ適切な対応が図られるようお願いしたい。

なお、株式会社コムスンにおいては、同社の事業移行に関連し、勤務先が移行先に変更となった者及び既に退職した従業者に対して、実務経験の証明ができないため受験することができないといった事態が生じないよう、具体的な方策を検討していると報告を受けているところである。

(5) 主任介護支援専門員研修の対象者について

- 主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行い、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う人材を養成することを目的として創設されたものである。そのため、主任介護支援専門員研修は、専任、一定の実務経験を有することを対象者の要件としているところである。
- しかしながら、介護支援専門員の研修の講師を担当するなど、指導的立場にありな

がら、単に専任でないことのみをもって、受講対象者とならないといったケースがあり、これは主任介護支援専門員研修の本来の趣旨に反するものであることから、兼務等の場合であっても、同様に介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者については、都道府県の判断により対象者とできるよう今年度内に通知の改正を行う予定である。

- 具体的内容については、追って通知するが、現段階の改正案は別添のとおりであるので、ご了解願いたい。

○ 介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</u></p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、以下の①から③のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>

主任介護支援専門員研修実施要綱 (改正案)

(別添)

(6) ケアプラン点検支援マニュアルの作成について

- 介護給付の適正化については、平成15年に老健局に「介護給付適正化対策本部」を設置以来、各自治体においては、ケアプラン関係について適切化の推進にご尽力いただいているところである。
- ケアマネジメントに関しては、高齢者介護研究会のご提言や社会保障審議会介護保険部会報告により、
 - (1) 基本プロセスが不十分
 - (2) ケアカンファレンス機能が不十分
 - (3) 多職種との連携が不十分
 - (4) 継続的なマネジメントが不十分
 - (5) 公正・中立性に課題がある
 - (6) 専門職としての資質にバラツキ、課題がある。
 - (7) 他からの支援が受けにくい

などの指摘があったところであり、介護保険法一部改正の附帯決議においても介護支援専門員の資質の向上がうたわれたところである。

- このような状況を勘案し、今回の制度改正において介護支援専門員の研修の義務化、主任介護支援専門員の創設、担当件数の見直し等を行い、地域包括支援センターを創設し、さらに介護支援専門員が本来あるべき業務ができるよう体制を整えたところである。

適正化事業においては、平成15年度よりこれまで、過剰かつ不要なサービスの改善が強調されてきたが、今般の「ケアプラン点検支援マニュアル」は、こうした経緯を踏まえつつ、特に「自立支援」の観点から、それぞれのケアプランを検証・確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図ることを主な目的として作成している。

本マニュアルについては、平成20年3月の完成を予定しているので、各保険者にあっては、平成20年度4月より本マニュアルをご活用いただき、ケアマネジメント等の適切化に積極的に取り組んでいただきたい。

「ケアプラン点検支援マニュアル」の作成について

「自立支援」をめざして取り組まれたケアプランか否かをケアマネジメントのプロセスに沿いながら検証確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し普遍化を図る

○支援方針

- ① ケアマネジャーの意識改革、「気づき」を促す
- ② 保険者(指導者側)の意識改革、「気づき」を促す
- ③ ケアマネジメントにつまづいていないか誤解をしていないか検証する

※ 単にアセスメント様式やケアプラン様式が記入できているかどうかではなく、ケアマネジメントの視点、ケアマネジメントのプロセスが出来ているかを検証する。

※ ケアプラン様式は、あくまでも支援する内容を表現したツールであり、利用者と関係者が方向性を共有するためのものであるということを認識させる。

→結果として介護支援専門員に「気づき与え」、考えるという土壌を醸成し技能の向上を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。

○効果

介護支援専門員の質の向上



給付の適切化・効率化

過大・過少プランの是正

廃用症候群の解消

適切なサービスによる機能の向上



重度化予防・機能改善



利用者、家族の安心感

介護保険に対する信頼感の向上

QOLの向上



誰もが安心して暮らせる社会の構築

○マニュアル作成の方向性

- ①個々の介護支援専門員の技術に格差が生じていることから、少なくとも、ケアマネジメントに必要な最低限のことは理解し、自らの力量に気づき理解できるものとなるよう作成する。
- ②アセスメントから居宅サービス計画書標準様式(第1表から第3表まで)を中心にその中で、自立支援に資する適切なケアマネジメントを行うために必要な視点等の項目を示すとともに十分に理解する為の解説、事例等を入れこむ。
- ③特に、ケアマネジメントプロセスの中でも最も技量に差が生じやすいといわれている、アセスメントに重きをおいて作成する。
- ④過度に高度な内容ではなく、各保険者において、専門職でない職員等も本マニュアルを活用できるものとなるよう、配慮する。
- ⑤質問を通した保険者(チェック実施者)と介護支援専門員との対話方式
- ⑥点検の結果、介護支援専門員が「もう一度利用者ときちんと向き合ってみよう」と思われるようなものとする。